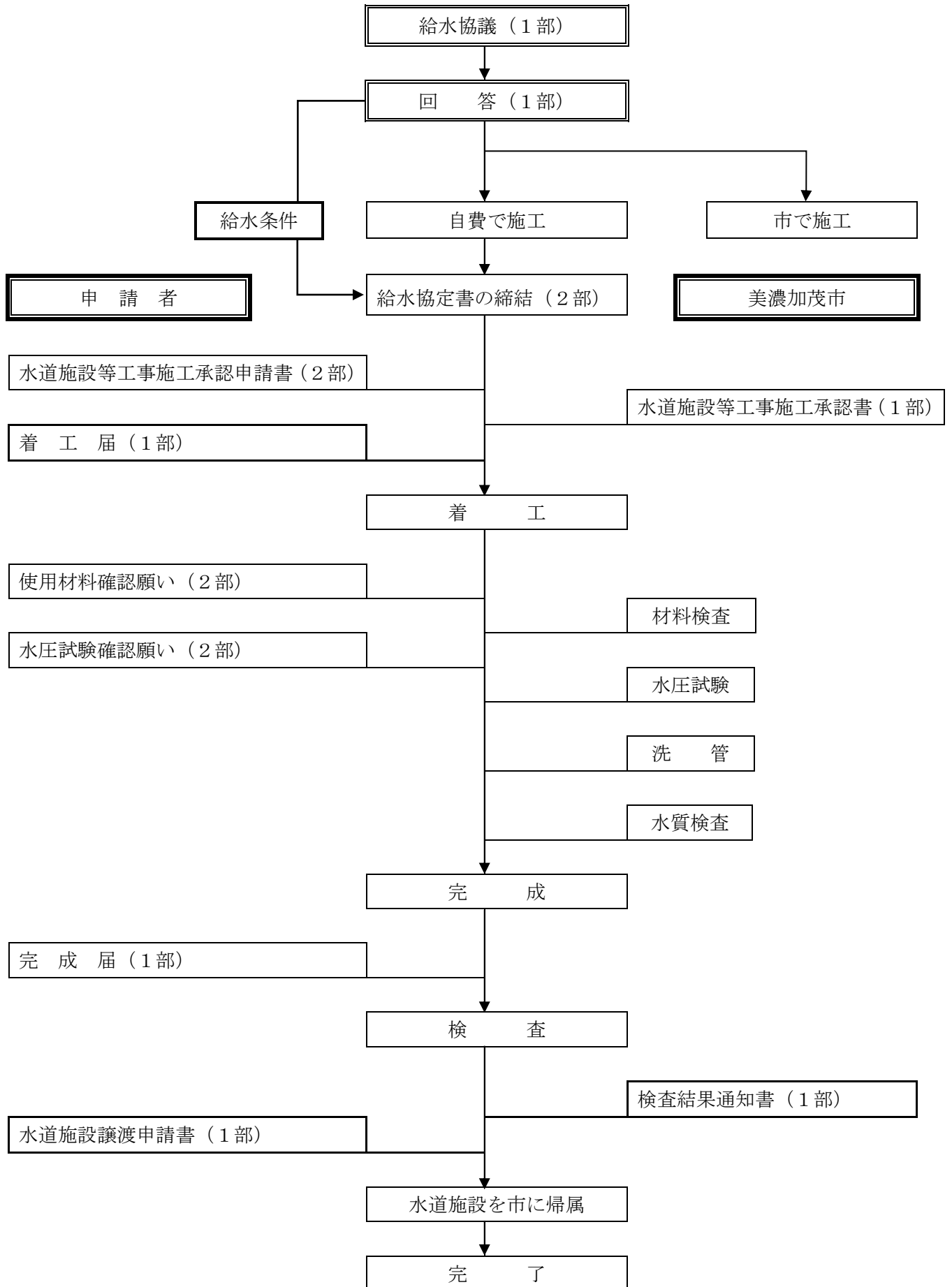


【給水協議の流れ】

開発指導要綱第8条による



給 水 協 定 書

美濃加茂市長 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
は、乙が施工する開発区域にかかる給水について、次のとおり協定を締結する。

(給水計画)

第1条 甲は、乙が施工する次の事業にかかる給水について同意する。

(1) 事業の名称

(2) 所在地 美濃加茂市

(3) 開発区域面積

(4) 区画数 区画

(5) 給水件数 給水口径 mm× 戸

(水道施設・給水装置)

第2条 乙は、当該区域の水道施設、給水装置 (以下「水道施設等」という。) の工事を実施するにあたっては、水道法、美濃加茂市水道事業給水条例、美濃加茂市水道事業給水条例施行規則、美濃加茂市指定給水装置工事事業者規程、岐阜県建設工事共通仕様書、岐阜県上水道工事標準仕様書、日本水道協会発行の水道工事標準仕様書、配水管工事仕様書、水道工事の写真管理について、ロケーティングワイヤーの施工方法、建設業法その他関連する法規を遵守するものとする。

(給水方法)

第3条 乙は、甲の所有する水道施設 (既設配水管φ mm) よりφ mmの水道管を分岐し、開発区域内に給水を受けるものとする。

(実施設計)

第4条 乙は、前条の水道施設等の実施設計にあたっては、あらかじめ甲と十分協議し、その指示に従い承認を得なければならない。

(水道施設等工事の着手)

第5条 乙は、当該事業の水道施設等の工事について水道施設等工事施工承認申請書を提出し、承認を得なければならない。

2 乙は、水道施設等工事施工承認申請書の承認後、甲に着工届、工程表を提出し、使用材料の承認を受けなければ、工事に着手してはならない。

3 乙は、水道施設等の工事着手後に設計変更が生じた場合は、直ちに書面にて協議を行い、承認を受けなければならない。

(工事の費用負担)

第6条 水道施設等の工事にかかる費用は乙の負担とする。

(工事の監督及び検査)

第7条 甲は、水道施設等の工事について、監督員を定めなければならない。乙は、甲が定めた監督員 (以下「監督員」という。) 及び水道事業者の指示に従い、誠実に施工しなければならない。

2 乙は、監督員及び水道事業者が現場内に立ち入ることを拒んではならない。

3 乙は、工事が完成した場合には、すみやかに甲に完成届を提出し、工事の検査を受けなければならない。甲は、当該事業の水道施設等の工事の完成届を受理した日から14日以内に検査を実施するものとする。

(水道施設の移管)

第8条 乙は、前条の工事の検査に合格した後、水道施設譲渡申請書を甲に提出し、検査に合格した当該工事の水道施設を甲に移管するものとする。なお、水道施設には仕切弁、泥吐弁、空気弁、消火栓等を含むものとする。

(給水開始時期)

第9条 甲は、当該事業の給水について、第7条第3項の工事の検査に合格した後、給水申込者から給水に伴う分担金、検査料を美濃加茂市水道会計へ納入された後、給水を開始する。

(区画割の変更)

第10条 乙は、区画割の変更等により不要な給水管の取出しが生じたときは、甲と協議する。

(瑕疵担保)

第11条 乙は、甲に水道施設を移管した日から、2年間工事目的物の瑕疵担保する責めを負う。

(協定書の効力)

第12条 本協定は、締結の日から1年以内に水道施設等の工事に着手しない場合は、無効とする。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはこの限りではない。

(補足)

第13条 本協定の疑義及び本協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別途定めるものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲： 住 所 美濃加茂市太田町3431-1
氏 名 美濃加茂市水道事業
美濃加茂市長 印

乙： 住 所
氏 名

印

(様式第1号)

水道施設等工事施工承認申請書

年 月 日

美濃加茂市長 あて

申請者 住所
氏名
担当者 住所
氏名
TEL

印

貴市の上水道の給水を願いたく、水道施設等工事施工承認を申請します。

施工目的		
施工場所	美濃加茂市 町 (車道 ・ 歩道 ・ その他)	
工事概要	水道施設等種別	施工数量
工事の期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日	
施工業者	住所 氏名 美濃加茂市指定店番号	
添付書類	位置図、計画平面図、横断図、構造図、配管図、使用材料一覧表、使用材料承認図、現況写真、字絵図（法務局の写）、工事計画書・工事計画承認書の写し、関係機関（国道、県道、河川管理者等）との協議書の写し、その他（ ）	
備考		

記載要領

1. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。「担当者」の欄には所属・氏名・連絡先を記載すること。
2. 「施工目的」の欄には、水道施設等を布設する目的を具体的に記載すること。
例：開発に伴う上水道の給水のため。
住宅の新築に伴う上水道の給水のため
2. 「場所」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、すべてを記載すること。(欄内に記入できない場合は、代表地番を明記し、別紙とすること)「歩道・車道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
3. 「工事の概要」の欄には、「水道施設等種別」として水道管の種類、管径、仕切弁、泥吐き弁、空気弁、消火栓、給水分岐の管径等工事の内容を、「施工数量」として延長、数量等の施工規模を記入すること。
4. 「工事の期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。なお、工事の実施日は甲が発行する水道施設等工事施工承認書を受理した日以降とする。
5. 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨記載すること。また、その時は工事着手までに報告すること。
6. 「添付書類」の欄には、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を()内に記載すること。図面の縮尺は下記による。
 - ・位置図 縮尺 1/2, 500 以上
 - ・計画平面図 縮尺 1/500 以上
 - ・横断図 縮尺 1/100 以上
 - ・構造図 縮尺 1/20 以上
 - ・配管図 縮尺 Free
 - ・使用材料一覧表 工事で使用する材料の名称、規格、数量、メーカー名等を記載する。
 - ・使用材料承認図 工事で使用する材料の承認図面を添付する。
 - ・現況写真 配水管布設箇所の写真を提出する。
 - ・字絵図 法務局の写しに配水管を布設する地番を着色のこと
 - ・工事計画書の写し 計画する位置指定道路等の工事計画書
 - ・関係機関(国道、県道、河川管理者等)との協議書の写し
7. その他必要な事項については、「備考」欄に記載する。
8. 提出部数は2部とし、申請者および市で一部ずつ保管する。

(様式第2号)

着 工 届

年 月 日付 発水 第 号で承認されました水道施設等工
事については、年 月 日着工しましたから、お届けします。

記

1. 施工業者名

住所
氏名
連絡先

2. 工事技術者名

住所
氏名
資格証番号
*資格証の写し (別添のとおり)
*経歴書 (別添のとおり)

3. 工 程 表

別紙のとおり

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

美濃加茂市長 あて

(様式第3号)

使用材料確認願

年 月 日

美濃加茂市長 へ

申請者 住所
氏名

印

年 月 日付 発水 第 号で承認されました工事に使用する材料
の確認をお願いします。

確認希望年月日 : 年 月 日
記

名 称 / 規 格	数 量	単 位	確 認 数 量	確 認 方 法	製 造 メ ー カ ー 名

上記材料確認し、使用することを承諾します。

確認年月日 年 月 日

確認者職氏名

印

(様式第4号)

水圧試験確認願

年 月 日

美濃加茂市長 へ

申請者 住所
氏名 印

年 月 日付 発水 第 号で承認されました工事の水圧
の確認をお願いします。

始圧確認希望年月日 : 年 月 日 時
終圧確認希望年月日 : 年 月 日 時

記

路線名 :

試験水圧 : 1.00MP a 以上 試験時間 : 8 時間以上

始 圧		終 圧		経過 時間	下がり (MPa)	規格値 (MPa)	判 定
日 時	圧力 (MPa)	日 時	圧力 (MPa)				
						-0.1	

水圧試験の結果合格と認める。

確認年月日 : 年 月 日

確認者職氏名 _____

(様式第5号)

完 成 届

年 月 日付 発水 第 号で承認されました水道施設等
工事については、 年 月 日完成しましたから、お届けします。

添付書類

1. 位置図
2. 平面図
3. 横断図
4. 構造図
5. 配管図
6. 工事写真
7. 給水調書
8. その他市長が必要とする調書

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

美濃加茂市長 あて